

富岡町公告第 20 号

富岡町障がい者基本計画等策定業務委託に係る公募型プロポーザルについて、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 10 日

富岡町長 山本 育男

1 プロポーザルに関する事項

- (1) 業務名称 富岡町障がい者基本計画等策定業務委託
- (2) 業務場所 富岡町役場 福祉課
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 29 日まで
- (4) 業務内容 別添「富岡町障がい者基本計画等策定業務委託仕様書」のとおり
- (5) 提案上限額 5,397,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 公募型プロポーザル方式の内容

業務仕様、事業提案書を特定するための評価基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は、別添「富岡町障がい者基本計画等策定業務実施要領（以下「実施要領」という。）による。

3 参加資格

参加者の要件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富岡町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 61 年 12 月 26 日要綱第 22 号）に基づく指名停止中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく更生手続開始の決定がなされていない者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく再生計画の認可の決定がなされていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- (6) 富岡町内に本店又は営業所等を有する者にあつては、富岡町税の滞納がないこと。

4 手続き等

(1) 事務局

富岡町役場 福祉課 福祉係

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1

電話 0240-22-9001

E-MAIL tom1100-001@tomioka-town.jp

(2) 実施要領等の配布方法

富岡町ホームページにて配布する。

URL <https://www.tomioka-town.jp>

(3) 参加表明書・企画提案書の提出期限及び提出方法

①提出期限 令和8年8月10日 17時まで（必着）

②提出方法 事務局まで持参又は郵送

※郵送の場合は、簡易書留郵便等の配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに到達したものを有効とする。

5 その他

(1) 契約方法

優先交渉者と契約締結の交渉を行う。なお、交渉の結果、合意に至らなかった時は、次順位者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、富岡町財務規則第 97 条の規定に基づき、契約額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、富岡町財務規則第 99 条の規定に該当する場合は、保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了時に支払うものとする。